

東日本大震災に対する 特許庁の対応について

2011年7月
特 許 庁

1. 東日本大震災発生に伴う特許庁の対応について(第1次対応)

特許庁では、東日本大震災により影響を受けた方々に対し、特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続について、手続期間の延長等の救済措置を講じるとともに、専門相談窓口の設置や出願人等への積極的な情報提供を行った。

特例措置

1. 各種手続(特許出願の審査請求等)の期限を延長(本年8月末まで)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、特許出願の審査請求や特許料等の納付手続、審判請求など37手続について、震災の影響により期間内に手続ができなくなった場合には、申請により平成23年8月31日まで手続期間を延長する。 ※7月11日時点で、465件の申出

特例措置を発表した主な海外知財庁

3月14日	台湾智慧財産局(TIPO)
3月14日	香港特許庁
3月15日	欧州特許庁(EPO)
3月17日	韓国特許庁(KIPO)
3月17日	米国特許商標庁(USPTO)
3月18日	欧州共同体商標意匠庁(OHIM)
4月13日	中国国家知識産権局(SIPO)
4月15日	世界知的所有権機関(WIPO)

2. 海外への特例措置の要請

外国出願等の手続についても、震災の影響により手続が困難な場合があることから、海外の90か国・地域の知的財産庁に対して、料金納付等の手続期間の延長等の特別措置を要請した。

7月1日時点で、47か国・地域の知的財産庁が特例措置を発表。(例：手続期間の延長、延長に必要な料金の支払い免除)

相談体制・情報提供

1. 特別相談窓口を設置

震災による手続相談に対応するため専用の窓口「東日本大震災に関する手続相談窓口」を設置。また、被災地域各県の「知財総合支援窓口」とも連携しながら相談に対応している。

※7月11日時点の相談件数：230件

2. 出願人等への情報提供

特許庁ホームページ内に手続期間の延長措置等の震災関連情報についての専門ページを設けて情報発信するとともに、関係団体を通じても情報提供を行った。

さらに、被災地域各県の中小企業、個人約3,000の出願人、権利者の皆様に特許庁から直接、救済措置等を御案内する通知を発出した。

また、Twitterを使用して東日本大震災により影響を受けた特許手続等の特別措置に関する情報を提供している。

※その他、のべ42人の特許庁職員が、4月5日から、被災自治体にて各種業務の支援を行っている。

2. 震災復興支援に向けたヒアリング結果

- 特許庁では、5月中旬～6月中旬に、被災地域の企業・大学・研究機関を中心に、今回の震災が制度ユーザーの知財業務等にどのような影響を及ぼしたか把握するため、ヒアリングを実施。
- 全体としては、事業への影響は大きかったものの現時点で知財業務に大きな影響は生じていないとのコメントが大半であったが、以下に示すような声も寄せられた。

1. 実施期間: 平成23年5月23日～6月22日

2. 実施対象: 企業:277社 ※、大学5、TLO1、研究所3 ※※

※ 東京都:15社、青森県1社、岩手県65社、宮城県81社、福島県48社、茨城県67社

※※ 企業277社のうちの30社、大学、TLO、研究所には現地ヒアリングを実施

3. ヒアリングにおける主な意見・要望:

- 東日本大震災により影響を受けた手続期間の延長、各国知財庁の救済措置など、迅速かつ効果的な対策を講じてきていることを高く評価する。
- 夏季の節電要請への対応で勤務時間を分散させるため、知財部と発明者・事業部担当者との休日が相違し、連絡が取りにくくなり、中間処理の特許庁への応答等に支障が生じる恐れがある。
- 設備崩壊や復旧費捻出のための研究資金、知財関連予算減少により、発明届・出願の減少等のおそれがある。
- 震災で市場が冷え込んで経営に悪影響が出た場合には、知財予算等も削減されてしまう恐れがある。
- 被災地の中でも風評被害(震災・原発)に負けずに頑張っていることを宣伝して欲しい。
- 被災により知財業務に充てるマンパワーが限られているため、巡回面接審査、TV面接審査などによる円滑な権利化のサポートや、速やかな権利化のサポートをお願いしたい。

【参考】被災地域からの出願件数:2010年

	特許	実用 新案	意匠	商標
青森県	119	30	56	306
岩手県	246	25	25	250
宮城県	730	77	106	562
福島県	266	50	85	406
茨城県	2028	100	92	724
合計	3389	282	364	2248

3. 今後の対応策

- 被災企業等からの要望を踏まえて、今後、以下の対応を実施する。
- さらに、復興基本法を踏まえて、政府全体で継続的に支援を実施していく。

(1) 中小企業料金減免の拡充、審査請求料金の減額

- 特許料金の減免制度の適用期間延長、対象者の拡充等の法律改正(5月31日特許法改正法成立)。具体的な減免対象者について、政省令において検討中。
- 平均的な特許出願において、**審査請求料を約20万円から約15万円へと5万円程度(25%)引下げる**(今年8月1日以降の審査請求手続より適用)。

(2) 被災地域の出願人への重点的な支援

- 被災地各県の「知財総合支援窓口」において、特許庁の緊急救済措置に関する相談窓口と緊密に連携するなど、相談対応の充実化を行う。
- 被災地域等において知財を用いて頑張っている企業をPRするため、「がんばろう日本！知財活用企業2011(仮題)」(事例集)を作成するとともに、知的財産で頑張る被災地企業を庁ホームページ等で紹介する。
- 被災地域の出願人のニーズを把握し、必要な場合には、審査官が現地に出向き審査を行う出張面接審査を実施する。

(3) 震災復興支援早期審査・早期審理について

地震により被災した企業が、滞っていた知財活動の再開、知財を活用した新たな事業活動の開始をしつつある中、企業活動に必要な技術やデザイン、ブランドを早期に保護し、活用可能とすることで、震災からの復興を支援する。

このため、**特許、意匠、商標の早期審査、審判における早期審理の対象を拡大**し、被災した企業、個人等が簡便な手続で早期審査・早期審理を受けられるようにする。

① 震災復興早期審査・早期審理を利用できる方

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用される地域※(東京都を除く)(以下「特定被災地域」)に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた方。

※平成23年東日本大震災による災害に際しては、岩手県、宮城県、福島県の全域及び茨城県、青森県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県及び東京都の一部区域。

② 対象となる出願・審判事件

次のいずれかの出願・審判事件が対象

- (1) 特定被災地域に住所又は居所を有し、被害を受けた方による出願又は拒絶査定不服審判事件
- (2) 法人の特定被災地域にある事業所等が地震により被害を受けた場合であって、当該事業所と関連する出願又は拒絶査定不服審判事件

③ 震災復興早期審査・早期審理の受付

平成23年8月1日(月)から受付を開始。